

## 第二部 參 照 情 報

## 第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」（平成 22 年 8 月 25 日付作成）

## 第2 参照書類の補完情報

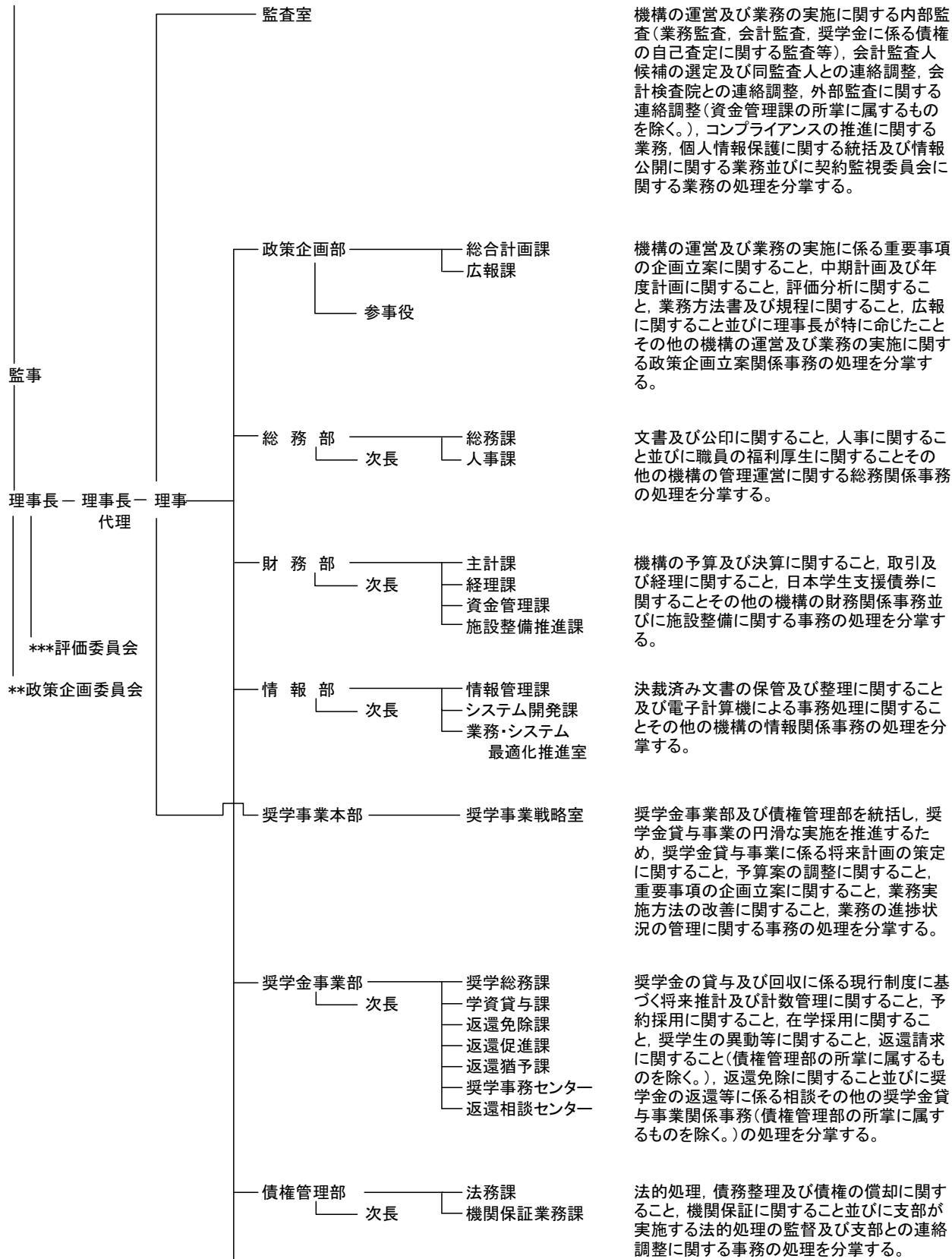
上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 23 年 6 月 28 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

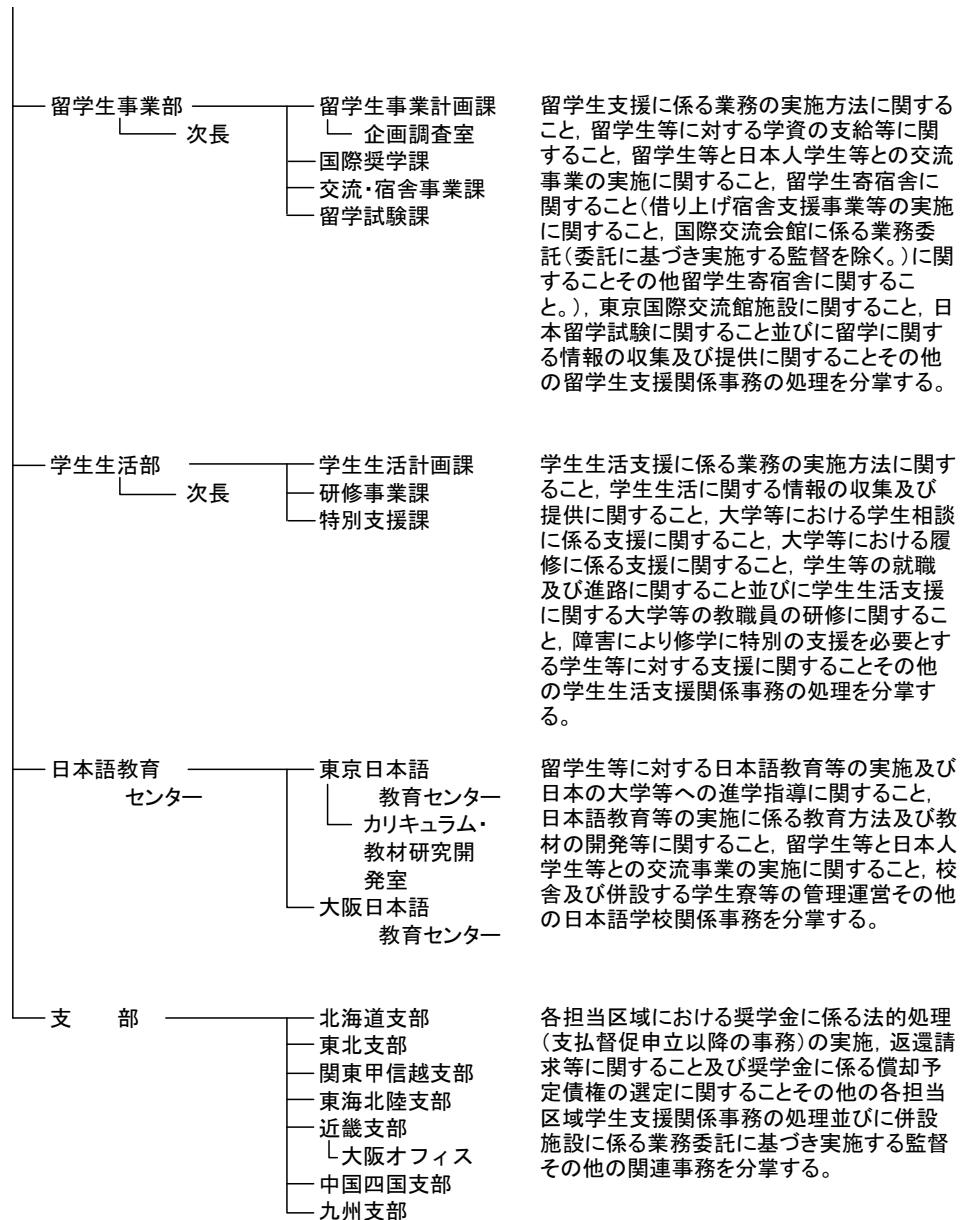
## 第1 法人の概況

### 3 事業の内容

#### (3) 組織及び所掌

##### \*監事事務局





\*監事事務局……………監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

\*\*政策企画委員会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。

\*\*\*評価委員会……………機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行う。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

⑨ 奨学金の原資、貸与利率

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資金借入金利等推移表

(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資金 借入金利	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—

年 月	第二種奨学生 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 19 年 1 月	1.30%	1.3%	—
2 月	1.03%	1.3%	0.90% (第 9 回日本学生支援債券)
3 月	1.30%	1.3%	—
4 月	1.30%	1.3%	—
5 月	1.30%	1.3%	—
6 月	1.30%	1.3%	—
7 月	1.44%	1.5%	1.19% (第 10 回日本学生支援債券)
8 月	1.50%	1.5%	—
9 月	1.40%	1.4%	—
10 月	1.20%	1.2%	—
11 月	1.03%	1.3%	0.93% (第 11 回日本学生支援債券)
12 月	1.10%	1.1%	—
平成 20 年 1 月	1.10%	1.1%	—
2 月	0.86%	1.0%	0.69% (第 12 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	1.20%	1.2%	—
7 月	1.40%	1.4%	1.08% (第 13 回日本学生支援債券)
8 月	1.30%	1.3%	—
9 月	1.10%	1.1%	—
10 月	1.10%	1.1%	—
11 月	1.00%	1.0%	1.04% (第 14 回日本学生支援債券)
12 月	0.93%	0.9%	—
平成 21 年 1 月	0.90%	0.9%	—
2 月	0.80%	0.8%	0.78% (第 15 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	0.90%	0.9%	—
7 月	0.90%	0.9%	0.502% (第 16 回日本学生支援債券)
8 月	0.70%	0.7%	—
9 月	0.70%	0.7%	—
10 月	0.70%	0.7%	—
11 月	0.60%	0.6%	0.498% (第 17 回日本学生支援債券)
12 月	0.60%	0.6%	—
平成 22 年 1 月	0.60%	0.6%	—
2 月	0.60%	0.6%	0.317% (第 18 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.251% (第 19 回日本学生支援債券)
8 月	0.40%	0.4%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.231% (第 20 回日本学生支援債券)
10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.30%	0.3%	0.277% (第 21 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 23 年 1 月	0.50%	0.5%	—
2 月	0.50%	0.6%	0.300% (第 22 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—

(注) 1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学生の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。

2. 平成 20 年 11 月発行の第 14 回日本学生支援債券は、12 月の平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てています。
3. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 22 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表 3) 平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、 借入期間 14 年超 15 年以内、 うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、 借入期間 19 年超 20 年以内、 うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、 5 年金利見直しにおける当 初 5 年間の金 利、借入期間 14 年超 15 年 以内、 うち据置期間 1 年以内	元金均等償 還、半年賦、 5 年金利見直 しにおける当 初 5 年間の金 利、借入期間 19 年超 20 年 以内、 うち据置期間 なし
平成 20 年 4 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5 月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6 月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7 月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8 月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11 月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成 21 年 1 月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4 月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5 月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6 月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7 月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 22 年 1 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2 月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3 月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4 月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6 月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11 月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 23 年 1 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3 月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4 月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5 月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間 15 年うち据置 1 年及び期間 20 年うち据置なし）による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利に対応しています。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年 限	発行金利
第 1 回	平成 16 年 7 月 5 日	300 億円	5 年	年 1.18%
第 2 回	平成 16 年 11 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.70%
第 3 回	平成 17 年 2 月 4 日	160 億円	5 年	年 0.66%
第 4 回	平成 17 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 0.62%
第 5 回	平成 17 年 11 月 4 日	400 億円	5 年	年 0.90%
第 6 回	平成 18 年 2 月 3 日	300 億円	5 年	年 0.94%
第 7 回	平成 18 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 1.62%
第 8 回	平成 18 年 11 月 6 日	400 億円	5 年	年 1.52%
第 9 回	平成 19 年 2 月 5 日	370 億円	2 年	年 0.90%
第 10 回	平成 19 年 7 月 5 日	400 億円	2 年	年 1.19%
第 11 回	平成 19 年 11 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.93%
第 12 回	平成 20 年 2 月 6 日	370 億円	2 年	年 0.69%
第 13 回	平成 20 年 7 月 9 日	470 億円	2 年	年 1.08%
第 14 回	平成 20 年 11 月 28 日	400 億円	3 年	年 1.04%
第 15 回	平成 21 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.78%
第 16 回	平成 21 年 7 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.502%
第 17 回	平成 21 年 11 月 9 日	400 億円	3 年	年 0.498%
第 18 回	平成 22 年 2 月 8 日	370 億円	2 年	年 0.317%
第 19 回	平成 22 年 7 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.251%
第 20 回	平成 22 年 9 月 15 日	400 億円	2 年	年 0.231%
第 21 回	平成 22 年 11 月 9 日	400 億円	3 年	年 0.277%
第 22 回	平成 23 年 2 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.300%

[ご参考2] 民間金融機関からの借入の状況

平成21年度

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成21年12月16日	121,276	0.51182	平成22年1月6日	平成22年4月6日
—	—	0.48308	—	平成22年7月6日
—	—	0.43308	—	平成22年10月6日
—	—	0.41000	—	平成23年1月6日
平成22年1月21日	121,276	0.54727	平成22年2月8日	平成22年5月7日
—	—	0.49923	—	平成22年8月6日
—	—	0.48000	—	平成22年11月8日
—	—	0.44000	—	平成23年2月8日
平成22年2月19日	121,276	0.44636	平成22年3月9日	平成22年6月9日
—	—	0.39000	—	平成22年9月9日
—	—	0.36000	—	平成22年12月9日
—	—	0.34000	—	平成23年3月9日

平成22年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成22年4月1日	40,700	0.30692	平成22年4月19日	平成22年7月7日
平成22年4月20日	44,197	0.39538	平成22年5月12日	平成22年8月9日
平成22年5月24日	79,749	0.39000	平成22年6月9日	平成22年9月8日
平成22年6月21日	89,900	0.38000	平成22年7月7日	平成22年10月6日
平成22年7月22日	82,185	0.33000	平成22年8月9日	平成22年11月9日
平成22年8月23日	133,081	0.36000	平成22年9月8日	平成22年12月8日
平成22年9月16日	121,000	0.21000	平成22年10月6日	平成23年1月6日
平成22年10月21日	128,000	0.22000	平成22年11月9日	平成23年2月8日
平成22年11月19日	130,000	0.24000	平成22年12月8日	平成23年3月9日

平成22年度

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成22年12月16日	127,384	0.28000	平成23年1月6日	平成23年4月6日
—	—	0.28000	—	平成23年7月6日
—	—	未定	—	平成23年10月6日
—	—	未定	—	平成24年1月6日
平成23年1月21日	127,384	0.30000	平成23年2月8日	平成23年5月6日
—	—	0.30000	—	平成23年8月8日
—	—	未定	—	平成23年11月8日
—	—	未定	—	平成24年2月8日
平成23年2月21日	127,385	0.28000	平成23年3月9日	平成23年6月9日
—	—	0.28000	—	平成23年9月9日
—	—	未定	—	平成23年12月9日
—	—	未定	—	平成24年3月7日

平成23年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成23年4月1日	26,881	0.24000	平成23年4月19日	平成23年7月7日
平成23年4月20日	63,102	0.22000	平成23年5月12日	平成23年8月9日
平成23年5月23日	140,535	0.22000	平成23年6月8日	平成23年9月7日

(7) 平成 23 年度予算について（概要）

○総予算額 1,156,576 百万円 ( 65,646 百万円増)

(収 入)

<u>一般会計</u>	<u>144,218 百万円 ( 6,920 百万円減)</u>
<u>うち、運営費交付金</u>	<u>15,755 百万円 ( 2,084 百万円減)</u>
<u>返還金等</u>	<u>68,755 百万円 ( 17,590 百万円増)</u>
<u>財政融資資金</u>	<u>768,800 百万円 ( 44,800 百万円増)</u>
<u>財投機関債</u>	<u>170,000 百万円 ( 10,000 百万円増)</u>
<u>自己収入</u>	<u>4,804 百万円 ( 176 百万円増)</u>

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業 1,137,158 百万円 ( 65,244 百万円増)

<u>●無利子貸与事業</u>	<u>259,662 百万円 ( 4,752 百万円増)</u>
<u>・35 万 8 千人 (9 千人増) &lt;大学・大学院等分&gt;</u>	
<u>●有利子貸与事業</u>	<u>818,452 百万円 (67,883 百万円増)</u>
<u>・91 万 4 千人 (7 万 9 千人増)</u>	
<u>●育英資金返還免除等補助金・利子補給金</u>	<u>29,487 百万円 ( 4,054 百万円減)</u>
<u>●高等学校等奨学金事業交付金</u>	<u>24,044 百万円 ( 3,000 百万円減)</u>
<u>○奨学金貸与事業に係る経費</u>	<u>5,512 百万円 ( 338 百万円減)</u>
<u>奨学金事業の健全性確保 (内数)</u>	<u>1,730 百万円 ( 384 百万円増)</u>
<u>住所不明者に対する住所調査の強化</u>	
<u>中長期延滞債権に係る更なる回収強化</u>	
<u>初期延滞債権に係る回収強化</u>	
<u>コールセンター運営 等</u>	

2. 留学生支援事業 13,535 百万円 ( 977 百万円増)

<u>○私費外国人留学生学習奨励費給付事業</u>	<u>7,212 百万円 ( 724 百万円減)</u>
<u>大学院 H22 : 3,470 人 ⇒ H23 : 3,149 人 (321 人減)</u>	
<u>学部 H22 : 9,080 人 ⇒ H23 : 8,257 人 (823 人減)</u>	
<u>●留学交流支援事業費補助金</u>	<u>4,372 百万円 ( 1,972 百万円増)</u>
<u>短期受入れ H22 : 1,800 人 ⇒ H23 : 1,600 人 (200 人減)</u>	
<u>ショートステイ H23 : 7,000 人 (新規)</u>	
<u>短期派遣 H22 : 760 人 ⇒ H23 : 760 人 (前年同)</u>	
<u>ショートビザ H23 : 7,000 人 (新規)</u>	
<u>長期派遣 H22 : 90 人 ⇒ H23 : 100 人 (10 人増)</u>	

○留学生交流事業 1,951 百万円 ( 270 百万円減)

留学生に対する学資金支給経費

留学生宿舎等の設置及び運営

日本留学試験の実施

留学生に対する日本語教育

外国人留学生のための就職支援

留学生宿舎設置者等に対する助成金支給

留学生交流推進事業 等

3. 学生活動支援事業 90 百万円 ( 10 百万円減)

○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供 61 百万円 ( 10 百万円減)

○学生の修学環境整備のための調査研究 29 百万円 ( 0 百万円減)

4. その他 5,794 百万円 ( 565 百万円減)

人件費・一般管理費

(注) ●は、運営費交付金対象外予算、( ) 内は各事業における対前年度増減です。

計数は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

## 第2 事業の状況

### 3 事業等のリスク

#### (2) 国の政策に伴うリスク

##### ⑤ 行政刷新会議による事業仕分けについて

平成 21 年 11 月に行政刷新会議によって行われた事業仕分け（第 1 弾）において、「大学等奨学金」が取り上げられ、「見直しを行う（回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方を中心に）」との評価を受けました。

評価結果や国民からの意見（パブリックコメント）を踏まえ、指摘された事項への対処方針として、回収業務のサービス委託及び 9 ヶ月以上滞在者への法的処理等により回収の強化を行うとともに、経済的理由による返還猶予者等を対象とした減額返還制度を平成 23 年 1 月に創設し、返還負担の軽減に努めるなど、経済状況への柔軟な対応を図っています。

平成 22 年 4 月から 5 月にかけて行われた行政刷新会議の事業仕分けの対象となった事業について、文部科学省では 9 月 3 日に今後の取組方針を取りまとめ、文部科学省ホームページに公表しました。

対象となった本機構の事業については、次の表のとおりです。

<u>事業名</u>	<u>事業仕分け結果概要</u>	<u>今後の取組方針</u>
学生生活支援事業のうち大学情報提供事業（学生支援情報データベース等）	<u>事業の廃止</u> <u>ゼロベースで厳しく見直し</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○一旦事業を廃止し、ゼロベースで見直しを行った上で、必要な事業のみを実施する。<ul style="list-style-type: none"><li>・学生支援情報データベースの運用は平成 22 年度末で廃止。</li><li>・「大学と学生」の WEB 配信については、実施の有無を含め検討。</li></ul></li></ul>
国際交流会館等留学生寄宿舎等の設置及び運営	<u>事業の廃止</u> <u>（ただし、現在の入居者に配慮すること）</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○留学生宿舎機能の維持を前提に大学、自治体、民間に売却を進め、事業を廃止。</li></ul>
留学情報センターの運営	<u>事業の廃止</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業を廃止し、直接の留学相談は行わない。</li><li>○国内における海外留学フェア等において留学生向け奨学金情報を提供。</li><li>○海外向け情報発信は、ホームページ等により実施。</li></ul>
私費外国人留学生等学習奨励費制度	<u>厳しく成果検証等を行った上で、当該法人で実施し、事業規模は現状維持</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業を見直した上、実施。（優秀な学生の選抜、給付予約制の適切な拡充、成果検証の実施）</li><li>○見直し方針については以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>①予約採用の拡大計画の策定（平成 23～25 年度までの実施見通し）</li><li>②予約採用拡大の実施手法については、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・渡日前入学許可制度を行っている大学等に、当該制度により入学した学生への予約枠の設置</li><li>・国際化拠点整備事業（グローバル 30）の大学に対し予約枠を設置</li></ul></li><li>③事業の成果検証については、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・学習奨励費受給者のうち、大学等の最終年次者を対象に、卒業後の進路状況を調査</li><li>・学習奨励費の受給者がいる大学等を対象に、本制度の活用状況等を把握するための調査を実施</li></ul></li></ul></li></ul>

このことを踏まえて、本機構が設置・運営する国際交流会館等留学生寄宿舎等については、原則として平成 24 年 3 月末に本機構の事業としては廃止し、留学生宿舎機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることとなりました。そのため、本機構の国際交流会館等が廃止となることについて、大学等に対して通知（平成 22 年 9 月 15 日付け）するとともに、国際交流会館等の全ての在籍生への周知を行いました。現在、国際交流会館等留学生寄宿舎等の譲渡を円滑に実施するための検討を行っているところです。

## ⑥ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

### 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22 年度中に実施	経済的理由による返済猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
留学生支援事業	留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23 年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度末までに廃止する。
	留学情報センターの廃止	22 年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23 年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借り上げ宿舎支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22 年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
	冊子「大学と学生」の廃止	22 年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
	研修事業の重点化、有料化	23 年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。
	各種調査の重点化	23 年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一貫として実施する。

### 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
保有資産の見直し	国際交流会館等	23 年度以降実施	国際交流会館等（13 か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
	職員宿舎	23 年度以降実施	職員宿舎（7 か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。
事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24 年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
	海外事務所の見直し	22 年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
	東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23 年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

## 6 財政状態及び経営成績の分析

### (1) 奨学金の回収状況について

返還金の回収促進に係る中期計画及び平成23年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 <u>23</u> 年度）
リレーポ座への加入促進	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>返還金の円滑な返還を促進するため、リレーポ座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p>平成<u>24</u>年3月満期者についても引き続きリレーポ座加入時期を12月末とし、リレーポ座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p>
督促の集中的実施	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p><u>原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービスナーに委託し、回収業務を5ヶ月間実施した結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託する。</u></p>
法的処理の実施	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p>一部入金のあった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行う。</p>
延滞者の実態調査	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p>延滞者の実態調査については、引き続き有効回答率向上のための工夫を行うとともに、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映させる。</p>
住所調査の徹底	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p>無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。</p>
個人信用情報機関の活用	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p>対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>
コールセンターの開設	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <p>返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、引き続き応答状況の改善を図り、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p>

#### 第4 法人の状況

##### 2 役員の状況

平成23年4月1日現在の役員は、次のとおりです。

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長 代理 理 事	高塙 至	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和52年4月 文部省採用 平成15年7月 大臣官房審議官 平成16年4月 (独) 国立高専機構理事 平成18年4月 文化庁文化部長 平成19年1月 文化庁次長 平成21年7月 文部科学省大臣官房付 平成21年8月 本機構理事長代理・理事(役員出向) 平成22年4月 再任
理 事	樋尾 孝	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和47年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成8年4月 和歌山支店長 平成11年4月 公務部長 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社公務部長 平成15年4月 理事公務部長 平成19年4月 常務執行役員 平成21年7月 本機構理事 平成22年4月 再任
理 事	月岡 英人	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和53年4月 文部省採用 平成16年7月 生涯学習政策局主任社会教育官 平成17年4月 (独) 大学入試センター理事 平成20年4月 国立大学法人大阪大学理事・事務局長 平成21年4月 国立大学法人大阪大学理事・副学長 平成22年4月 本機構理事(役員出向)
理 事	山内 兼六	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和50年4月 日本育英会採用 平成18年4月 日本学生支援機構情報部長 平成19年4月 日本学生支援機構総務部長 平成22年4月 本機構理事
監 事	佐藤 正行	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和52年4月 学校法人慶應義塾採用 平成17年11月 慶應義塾大学学生総合センター事務次長 平成19年3月 慶應義塾塾監局参事 平成19年4月 本機構監事 平成20年4月 再任 平成22年4月 再任
監 事 (非常勤)	清永 秀一	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和56年9月 監査法人朝日会計社(現あづさ監査法人)採用 昭和63年2月 清永公認会計士事務所開業 平成22年4月 本機構監事

### 3 コーポレートガバナンスの状況

#### (4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成21年度に係る業務の実績に関する評価は以下のようになります。

#### 全体評価

##### ①評価結果の総括

日本学生支援機構については、学生支援の中核機関として、下記のとおり、計画に沿って一層の改善・充実に努めており、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」の観点から概ね良好であると認められた。一方、「業務の質の向上」については、総体的には、概ね良好と認められたが、一部業務において改善措置を講じるべき課題もあり、今後取り組んでいく必要がある。具体的には、以下のとおりである。

○奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援事業、学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいける必要がある。

○奨学金貸与の的確な実施のための取組、新規返還開始者のリレーアカウント加入率 100%達成や個人信用情報機関の活用等返還金回収の促進のための様々な取組が一定程度進められており、全体としては計画どおりの対応がなされているものと認められる。

○一方、奨学金貸与事業において、回収率が目標値に達成しなかったことや、一部業務（法的処理、機関保証）において、未実施件数が多いこと、基準の未整備があること、マニュアルに基づいた事務処理がなされていなかったこと等が判明したことから、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善措置が直ちに講じられる必要がある。

＜参考＞・業務の質の向上：A ・業務運営の効率化：A ・財務内容の改善：A 等

##### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 返還金回収について、回収強化の方策を実施し、回収率向上に向けた取組の充実が図られており評価できるが、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善を図るとともに、個々の回収強化策の効果を検証しつつより効果の高いものにより注力するなどして、更なる回収率向上に努める必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、引き続きその効果を検証しつつ、一層促進する必要がある。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き、保有形態、譲渡可能性、売却方法等を分析しつつ検討を行い、結論を得る必要がある。

##### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 延滞分の回収率低下の要因を明らかにし、回収率の向上に努めるとともに、抜本的な回収強化策を講じるべき。法的処理及び機関保証に係る業務において確認された不十分な実施状況について早急に改善を図るべき。
- (ロ) 外部委託等で得られたデータ等を基に、引き続き費用対効果を多角的、総合的に検討し、その結果を業務運営の効率化等に活用すべき。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き検討を行い、結論を得たものから順次適切に対応していくべき。

#### ④特記事項

「独法整理合理化計画」や「勧告の方向性」等において指摘された事項について検討に着手し、概ね結論を得るなどの対応がなされている。  
「独法整理合理化計画」や「勧告の方向性」等において指摘された主な事項に関し、  
・平成20年度業務実績評価の総務省2次評価において指摘された総回収率の妥当性については、有識者等で構成される「返還促進策等検証委員会」を設置し、外部シンクタンクによる分析結果等について審議を行い、「基本的には妥当なものと考えられるが、景気動向等を注視しつつ平成23年度までに最終的に判断する旨」の報告書を取りまとめた。  
・平成20年度に機関保証の妥当性の検証のために設置した「機関保証制度検証委員会」については、平成21年度においても開催し、引き続き検証するとともに外部シンクタンクによる分析結果についても報告書を取りまとめた。  
・保有資産の見直しについては、国際交流会館の市場化テストを実施するとともに、東京国際交流館プラザ平成の売却、職員宿舎の保有の在り方等について検討を実施した。

### 第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にも掲載します。